

平成29年度  
定期監査（第2回）及び  
財政援助団体等監査報告書

大網白里市監査委員

監 第 4 8 9 号  
平成30年3月27日

大 網 白 里 市 長	金 坂 昌 典 様
大 網 白 里 市 議 会 議 長	岡 田 憲 二 様
大 網 白 里 市 教 育 委 員 会 教 育 長	小 高 實 様

大網白里市監査委員 大島 有紀子  
同 花澤 房義

平成29年度定期監査（第2回）及び財政援助団体等監査の結果  
報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により定期監査及び財政援助  
団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

## 平成29年度定期監査（第2回）及び財政援助団体等監査報告

### 第1 監査の対象及び説明聴取期日

監査対象課等	説明聴取期日	
大網白里市国際交流協会（所管課：生涯学習課）、日本ボーイスカウト大網白里第1団（所管課：生涯学習課）、生涯学習課（中央公民館、中部コミュニティセンター、白里公民館、図書室含む）	1月	25日
大網白里市美術会（所管課：生涯学習課）、大網白里市郷土芸能保存会（所管課：生涯学習課）、大網白里市小中PTA連絡協議会（所管課：管理課）、管理課（小学校、中学校、幼稚園含む）		26日

### 第2 監査の範囲

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに執行された財務に関する事務の執行。

ただし、必要がある場合は、上記期間以外も対象とした。

### 第3 監査の期間

平成30年1月11日から同年2月14日まで

### 第4 監査の方法

定期監査を実施するにあたっては、地方自治法第199条第4項の定めるところにより、財務に関する事務の執行が、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿ってなされているかを主眼とし、必要書類の提出を求めるとともに、主管課長等から説明聴取を実施した。

また、財政援助団体等監査を実施するにあたっては、地方自治法第199条第7項の定めるところにより、補助金が交付目的に沿って適正に活用されているかを主眼とし、財政援助団体等から必要書類の提出を求めるとともに、説明聴取を実施した。

なお、大網白里市国際交流協会及び大網白里市郷土芸能保存会の2団体については、追加書類の提出を求め証憑突合を実施した。

### 第5 監査の結果

定期監査については、財務に関する事務の執行はおおむね適正に処理されていたが、以下のとおり改善を要する事項が認められた。

また、財政援助団体等監査についても、交付目的に沿いおおむね適正に執行されていたが、以下のとおり改善を要する事項が認められた。

## 1 指摘事項

### 定期監査

#### 【教育委員会管理課】

##### 不動産借上料の適正化について

平成27年度に指摘事項とした増穂中学校敷地の不動産借上料について、改めて監査したところ、平成27年度と同額の12,406,000円を支出している事例が見受けられた。

市の財政状況は、多額の基金を取り崩し収支バランスを保っている極めて厳しい状況であるため、不動産借上料については、適正な単価で契約を行われるとともに、将来的に校舎の移転或いは土地の購入等を含め、抜本的なコスト削減策を検討すること。

### 財政援助団体等監査

#### 【大網白里市小中PTA連絡協議会（所管課：教育委員会管理課）】

##### 大網白里市補助金等交付基準を超過した翌年度への繰越金について

大網白里市補助金等交付基準（以下「交付基準」という。）によると、繰越金が補助金を超えている場合は、補助金を減額調整すること。また、余剰金・繰越金・積立金の多い団体、自立できる団体については、補助の必要性について適宜見直しを図ることとなっている。

しかしながら、大網白里市小中PTA連絡協議会を監査したところ、市からの補助金37,000円にたいし、翌年度への繰越金が98,133円である事例が見受けられた。

当分の間、補助金を見込まなくても活動できることは明らかであることから、少なくとも次年度は補助金申請を見送ることとし、今後は補助金に頼らず、団体を自立させる方向性について検討すること。

#### 【大網白里市郷土芸能保存会（所管課：教育委員会生涯学習課）】

##### 補助対象外経費への補助金充当について

市から大網白里市郷土芸能保存会へ支出された補助金400,000円は、全て活動費に充当されていたため、活動費414,417円の支出証拠書類となる現金出納帳、領収書綴等を監査したところ、会費を充当元として支出している餅代29,000円が含まれている事例が見受けられた。

会員からの会費で賄っている支出に対し、補助金を充当することはできないため、補助金400,000円から餅代を除いた活動費385,417円を差し引いた14,583円については返還に向けて必要な措置を講ずること。

## 2 意見

### 補助金の交付手続き等に関する事務について

市は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例及び補助金等に関する規則並びに交付基準に基づいて、財政援助団体等に補助金等を交付する旨の手続きを行っている。

財政援助団体等に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであるから、市の計画、施策に沿うようその公益的目的を検討し、それに対して有効な補助金の支出をなしうよう、補助対象経費及び補助割合など個別に考慮した交付要綱により交付することが望ましい。

したがって、可及的速やかに財政援助団体等において、補助金交付要綱を策定されたい。

また、交付基準によると、同一の内容の補助金等を継続して交付することができる期間については3年以内とする。ただし、特に必要性が認められる場合は、継続して交付することができるものとしているため、絶えず事業内容等の見直し及び精査をし、各団体の自立を促すよう努められたい。

更に、財政援助団体等を所管する課等が行う業務として、交付基準によると実績報告書が提出された時は、補助金等の不適切な支出がないかを補助対象経費に係る領収書等の支払証拠書類でその用途を確認することとしていることから、交付基準を習熟し厳格なチェックと指導をお願いしたい。

### 【参考】

#### 1 指摘事項

- ・法令等に違反する事項又は不当な事項であり改善が必要なもの。
- ・3E（経済性：Economy、効率性：Efficiency、有効性：Effectiveness）の観点から著しく不適切又は不合理であると認められるもの。

#### 2 意見

- ・事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められるもの。又は複数の課等に共通する改善の方向性についての監査委員の見解